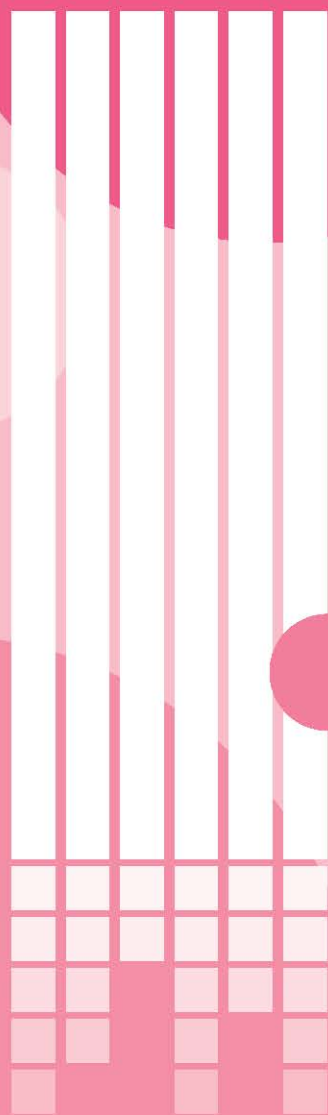


參考資料



1. 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会における審議経過

(1) 福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会委員名簿

平成 27 年 1 月 15 日現在

氏 名	団体名等
阿 部 正 剛	福岡市議会議員
池 田 良 子	福岡市議会議員
○石 田 重 森	福岡大学名誉学長
泉 賢 祐	公益社団法人福岡県社会福祉士会
伊 藤 豪	福岡大学商学部
今 林 栄 子	被保険者代表（公募）
岩 城 和 代	福岡市地域包括支援センター運営協議会，弁護士
内 田 秀 俊	公益社団法人認知症の人と家族の会福岡県支部
小田原 睦 子	福岡市民生委員児童委員協議会
笠 松 範 子	被保険者代表（公募）
加 藤 めぐみ	福岡市老人福祉施設協議会
鬼 崎 信 好	久留米大学文学部社会福祉学科
黒 岩 悦 子	公益社団法人福岡県看護協会
佐 藤 芙美子	被保険者代表（公募）
柴 口 里 則	公益社団法人福岡県介護支援専門員協会
白 津 陽 一	被保険者代表（公募）
竹之内 徳 盛	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会
田 代 芳 樹	株式会社西日本新聞社論説委員会
谷 口 芳 満	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
手 塚 裕 一	公益社団法人福岡県高齢者能力活用センター
中 野 千 恵	公益社団法人福岡県介護福祉士会
◎長 柄 均	一般社団法人福岡市医師会
浜 崎 太 郎	福岡市議会議員
山 根 哲 男	福岡市介護保険事業者協議会

◎専門分科会長 ○副専門分科会長

（敬称略：50 音順）

(2) 高齢者保健福祉専門分科会における計画策定に係る審議経過

開催年月日	議 題
第1回 専門分科会 (H26. 4. 2)	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険事業計画策定体制及びスケジュール ○部会の設置, 部会委員の指名 ○福岡市高齢者実態調査の結果 ○地域包括ケアシステムの取組み ○国の動向
第1回 介護部会 (H26. 5. 12)	<ul style="list-style-type: none"> ○部会長・副部会長の選出 ○国の動向 ○第6期福岡市介護保険事業計画策定における介護給付費等推計の流れ ○被保険者数の推計及び要介護認定者数の推計
第2回 介護部会 (H26. 6. 18)	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活圏域の設定 ○介護サービス施設等の整備 ○地域支援事業 ○今後のスケジュール
第3回 介護部会 (H26. 7. 22)	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活圏域の設定 ○介護サービスの整備量 ○認知症高齢者グループホームのユニット数
第4回 介護部会 (H26. 8. 22)	<ul style="list-style-type: none"> ○標準的在宅サービス利用者数等の推計 ○地域支援事業の推計 ○市町村特別給付等
第2回 専門分科会 (H26. 9. 30)	<ul style="list-style-type: none"> ○第6期福岡市介護保険事業計画(素案)
第4回 専門分科会 (H27. 1. 15)	<ul style="list-style-type: none"> ○第6期福岡市介護保険事業計画(答申案)

介護部会:介護保険事業計画部会

2. 計画策定関連調査

(1) 高齢者実態調査

① 調査の概要

調査種別	調査対象者	調査票発送	調査票回収
高齢者一般調査	5,000人 平成25年10月時点で,市内在住の60歳以上の人から無作為に抽出	平成25年 11月20日	平成25年 12月24日 までに 郵送回収
在宅サービス利用者調査	5,000人 市内在住の要介護認定者のうち,平成25年8月中に介護保険の在宅サービスを利用した人から無作為に抽出		
在宅サービス未利用者調査	3,000人 市内在住の要介護認定者のうち,平成25年8月中に介護保険の在宅サービスの利用がなかった人から無作為に抽出		
施設等サービス利用者調査	1,500人 平成25年8月中に介護保険施設(介護老人福祉施設,介護老人保健施設,介護療養型医療施設)やグループホームを利用した人から無作為に抽出		
介護支援専門員調査	1,193人 福岡市内の居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員(悉皆調査)		

② 回収結果

調査種別	発送数	回収数 (回収率)	有効回答数 (有効回答率)
高齢者一般調査	5,000	2,985 (59.7%)	2,985 (59.7%)
在宅サービス利用者調査	5,000	2,763 (55.3%)	2,762 (55.2%)
在宅サービス未利用者調査	3,000	1,557 (51.9%)	1,554 (51.8%)
施設等サービス利用者調査	1,500	1,025 (68.3%)	975 (65.0%)
介護支援専門員調査	1,193	805 (67.5%)	805 (67.5%)

(2) 特別養護老人ホーム利用申込みに関する調査

① 調査目的

福岡市内の特別養護老人ホームに利用申込みをされている方の現在の生活状況、利用申込みに関する考えなどを把握し、「特別養護老人ホーム」の整備計画等の策定のための基礎資料とすることを目的として実施した。

② 調査対象

福岡市内の特別養護老人ホームの利用申込みをしている人

③ 調査方法

郵送による調査票配布・回収

※未回答者への回答依頼はがきの発送、電話による回答依頼、聞き取り調査の実施

④ 調査期間

平成25年11月19日～平成26年3月12日

⑤ 回収結果

調査数	回収数 (回収率)	有効回収数 (有効回収率)
3,972人	3,241人 (81.6%)	2,626人 (66.1%)

※調査数は、宛先不明により返送された75人を除く。

【参考】利用申込者実態調査数内訳

		今回調査 (H25年度)	前回調査 (H22年度)
①	利用申込者総数	7,080	11,398
②	複数箇所への申込者	2,704	3,828
③	死亡者等※	329	1,622
④	調査対象者数(①-②-③)	4,047	5,948
⑤	宛先不明返送数	75	626
⑥	調査数(④-⑤)	3,972	5,322

※ 「死亡者等」には、調査に同意のなかった者を含む。

(3)介護サービス供給量調査

① 調査目的

第6期介護保険事業計画期間(平成27～29年度)における介護保険サービス必要量に対する供給見込量を把握するため、サービス事業者の意見等を調査することを目的に実施した。

② 調査対象

福岡市をサービス提供エリアとする居宅介護支援事業所及び介護保険サービス提供事業所。

③ 調査方法

郵送による調査票配布・回収

④ 調査期間

平成26年7月～8月

⑤ 調査内容

- ・事業所の概略
- ・現在のサービスの提供状況と今後の見込み
- ・離島サービスについて

⑥ 回収結果

発送数	回収数 (回収率)	有効回答数 (有効回答率)
2,678	1,624 (60.6%)	1,623 (60.6%)

3. 市民意見募集

(1) 目的

介護保険法に基づく「第6期福岡市介護保険事業計画」の策定において、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるためパブリック・コメント手続きに基づき、「第6期福岡市介護保険事業計画(案)」を公表し、意見募集を実施した。

(2) 意見募集期間

平成26年11月4日(火)から平成26年12月4日(木)まで

(3) 実施方法

① 計画案の公表

計画案、計画案概要版、計画案のポイントを、情報公開室(市役所2階)、情報プラザ(市役所1階)、各区情報コーナー、各区役所福祉・介護保険課、入部出張所、西部出張所、各区老人福祉センター、各地域包括支援センター、市民福祉プラザにおいて閲覧及び配布し、福岡市ホームページに掲載した。

また、市民説明会を3回実施した。

② 意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、窓口への持参及び市民説明会会場で提出。

③ 市民説明会及び事業者説明会

開催日	会場
11月10日(月)	あいれふ
11月12日(水)	福岡市役所
11月22日(土)	あいれふ

④ 市民説明会参加者数

計 173人

(4) 意見提出状況

① 意見提出数 25通

② 意見件数 60件

○内訳

第1章 計画の策定にあたって 0件

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題 12件

第3章 地域包括ケアシステムの構築 12件

第4章 サービス量の見込みと確保方策 22件

第5章 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料 7件

その他 7件

用語解説

(1)介護サービス

介護給付 対象：要介護1～要介護5	
サービス種類	説明
訪問介護（ホームヘルプ）	訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、その他調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話を行う。
訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
訪問看護	看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行う。
通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等で、通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話、機能訓練を行う。
通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設・病院・診療所で、通所により理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等で短期入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行う。
短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所し、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス（その入居定員が30人以上であるもの）等に入居している要介護者について、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。
福祉用具貸与	車椅子、特殊寝台、褥瘡（じょくそう）予防用具、歩行器、移動用リフト等を貸与。
特定福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）	入浴（シャワーチェア・すのこ等）、排泄（腰掛け便座等）の用に供する福祉用具を購入した場合に購入費を支給。

サービス種類	説明
住宅改修 (住宅改修費の支給)	手すり取付け, 段差解消, 滑り止め, 和式便器から洋式便器への取り替え等住宅改修を行った場合に改修費を支給。
居宅介護支援	居宅サービス等を適切に利用できるよう, サービスの種類, 内容等を定めた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに, サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。介護保険施設へ入所する場合は施設への紹介等を行う。
夜間対応型訪問介護	夜間に, 定期的な巡回訪問または通報を受け, 利用者の居宅で, 入浴, 排泄, 食事の提供等日常生活上の世話を行う。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて, 訪問介護と訪問看護が一体的または密接に連携しながら, 定期的な巡回と随時の通報により日常生活上の支援や看護師等による療養上の世話等を行う。
認知症対応型通所介護	認知症高齢者(要介護者)に, デイサービスセンター等で, 通所により入浴・食事の提供等日常生活上の世話, 機能訓練を行う。
小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ, 入浴, 排泄, 食事等の介護その他日常生活上の世話, 機能訓練を行う。
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者(要介護者)を対象に共同生活(5~9人)を通し, 入浴, 排泄, 食事等の日常生活上の世話を行う。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム, ケアハウス(その入居定員が29人以下であるもの)等に入居している要介護者について, 入浴, 排泄, 食事等の介護その他日常生活上の世話, 機能訓練及び療養上の世話を行う。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問介護を組み合わせることで, 介護と看護サービスを一体的提供する。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護等の日常生活上の世話, 機能訓練, 健康管理及び療養上の世話を行う。
介護老人保健施設	看護, 医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。
介護療養型医療施設	療養上の管理, 看護, 医学的管理下における介護等の世話及び機能訓練, その他必要な医療を行う。

予防給付 対象：要支援1・要支援2	
サービス種類	説明
介護予防訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行う。
介護予防訪問入浴介護	居宅を訪問し、介護予防を目的として、浴槽を提供して入浴の介護を行う。
介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の世話または必要な診療の補助を行う。
介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が居宅を訪問し、介護予防を目的として、療養上の管理や指導を行う。
介護予防通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等で、通所により介護予防を目的として、入浴・食事の提供等日常生活上の支援、機能訓練を行う。
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設・病院・診療所で、通所により介護予防を目的として、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。
介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設等で短期入所し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練を行う。
介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	介護老人保健施設・介護療養型医療施設で短期入所し、介護予防を目的として、看護、医学的管理の下に介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う。
介護予防福祉用具貸与	福祉用具のうち、介護予防に資するものとして定められたものを貸与。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要支援者について、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行う。

サービス種類	説明
特定介護予防福祉用具販売 (特定介護予防福祉用具購入費の支給)	介護予防に資すると定められた、入浴、排泄の用に供する福祉用具を購入した場合に購入費を支給。
介護予防住宅改修 (住宅改修費の支給)	手すり取り付け、段差解消、滑り止め、和式便器から洋式便器への取り替え等住宅改修を行った場合に改修費を支給。
介護予防支援	地域包括支援センターにおいて、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等を定めた介護予防サービス計画(介護予防ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等と連絡調整その他の便宜を行う。
介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者(要支援者)に、デイサービスセンター等で、介護予防を目的として、通所により入浴・食事の提供等日常生活上の支援、機能訓練を行う。
介護予防小規模多機能型居宅介護	「訪問」「通い」「宿泊」のサービスを組み合わせ、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の支援、機能訓練を行う。
介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	認知症高齢者(要支援者)を対象に共同生活(5～9人)を通し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援を行う。

(2) その他の用語説明

(五十音順)

用 語	説 明
介護給付費準備基金	介護保険の中期的な財政の調整を図るため本市に設置した基金で、介護保険事業特別会計の決算上生じた第1号保険者保険料の剰余金を積み立てている。
介護支援専門員	<p>要介護者の自立支援や家族等介護者の介護負担軽減のための必要な援助に関する専門的知識・技術を有する人で「ケアマネジャー」とも呼ばれている。</p> <p>要介護者や家族の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、要介護者や家族の希望を勘案して、介護サービス計画を作成するとともに、その介護サービス計画に基づいて介護サービス事業者との連絡調整等の支援を行う。</p>
介護予防	介護予防は、高齢者が「要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、要介護状態となっても状態がそれ以上重度化しないようにする（維持・改善を図る）こと」である。
居宅介護支援事業者	介護支援専門員を配置し、居宅サービス計画、居宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等の居宅介護支援サービスを行う事業者。
ケアマネジメント	要介護者・要支援者のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動等も含めて調整し、総合的・一体的に提供されるようにするサービス提供のマネジメント。
高額医療合算介護サービス費	「医療保険・後期高齢者医療」と「介護保険」の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する制度で、1年間に支払った自己負担額の合計が上限額を超えた場合、超えた分が申請により、高額医療合算介護サービス費として支給される。
高額介護サービス費	<p>要介護認定者が1か月に支払った介護サービスの利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、超えた分が申請により高額介護サービス費として支給される。</p> <p>この場合の利用者負担額には、福祉用具購入費及び住宅改修費の利用者負担分や、施設等における食費・居住費（滞在費）は含まない</p>

用語	説明
合計所得金額	前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入（数種類の所得がある場合にはすべての合計）から必要経費を差し引いたもの。
コーホート要因法	ある基準年の男女別・年齢別人口をもとに、男女・年齢階級別の死亡率，社会動態による移動率，女子の年齢別出生率等を仮定してあてはめ，将来の人口を推計する方法。
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー構造等を有し，介護・医療と連携して高齢者の生活を支援するサービスを提供する高齢者向けの民間賃貸住宅。
市町村特別給付等	<p>本計画書では，市町村特別給付等を，「市町村特別給付」と「保健福祉事業」としている。</p> <p>市町村特別給付は，要介護者・要支援者に対し，介護保険法で定められた保険給付（法定給付）以外の独自のサービスを実施することができるもので，保健福祉事業は，被保険者全体を対象とした介護予防事業や家族等の介護者を対象とした介護支援事業等を実施できるもの。</p> <p>なお，市町村特別給付等を行う場合は，その費用をすべて第1号被保険者の保険料でまかなうこととされている。</p>
指定市町村事務受託法人	指定市町村事務受託法人は，公正な立場で要介護認定調査ができると都道府県が認めた法人で，新規認定申請の要介護認定調査を行うことも可能となっている。
審査支払手数料	各都道府県の国民健康保険団体連合会が行う，事業者からの保険給付等請求に関する審査，支払い事務に対する手数料。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護サービスの体制整備を推進していくことを目的とし，地域において，生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。
成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に，成年後見人などが財産管理等を行い，本人を保護・支援する制度。

用語	説明
地域支援事業	要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供する事業。
調整交付金	保険給付と新しい総合事業において国が負担する 25%のうち 20%は定率負担として交付されるが、残りの5%は要介護者の発生率が高い後期高齢者の割合や、所得段階構成比といった市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を調整するため、5%を増減し調整交付金として交付される。
特定入所者介護サービス費	市民税非課税等の所得の低い人について、施設サービスや短期入所サービスの食費・居住費（滞在費）負担には限度額が設定され、限度額を超える分の現物給付に要する費用。
認知症サポーター	認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。
認知症疾患医療センター	認知症の鑑別診断，専門医療相談，合併症対応，医療情報提供等を行うとともに認知症を専門としない一般開業医等への研修を行う医療施設で，介護との連携を図る担当者が配置される。
福岡市保健福祉総合計画	平成 23 年 12 月策定。 計画期間は平成 23 年度から 27 年度までの5年間。 福岡市福祉のまちづくり条例を策定根拠とし，高齢者保健福祉計画をはじめ，福岡市における保健福祉分野の各計画を横断的につなぐ基本の理念と方向性を明らかにするマスタープランであるとともに，社会福祉法に定める地域福祉計画。
保険給付費	介護保険に係るサービスの総費用から，利用者負担によりまかなわれる部分を除いた，介護保険でまかなう費用。 要介護者に対する介護給付，要支援者に対する予防給付，条例により市町村が独自に実施する市町村特別給付に区分される。
保険料基準額（月額）	事業計画期間（今期は平成 27～29 年度）における保険給付費，地域支援事業費等の事業費支出のうち，第1号被保険者保険料でまかなうべき費用（保険料収納必要額）を，補正第1号被保険者数及び保険料予定収納率で除し，さらに12 か月で除したものの。

用語	説明
要援護高齢者	要介護状態の高齢者や要支援状態（虚弱状態）の高齢者等、日常生活の上で何らかの援護を必要とする高齢者。
要介護認定者	<p>日常生活において、介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人。要支援者は要支援1・2に、要介護者は要介護1～5までに区分される。</p> <p>本計画書においては、要支援状態と認定された人と要介護状態と認定された人双方を要介護認定者としている。</p>
ロコモティブシンドローム	筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれか、あるいは複数に障がいが起こり、歩行や日常生活に何らかの障がいをきたしている状態。



第6期福岡市介護保険事業計画

平成 27 年 4 月

編集・発行
福岡市保健福祉局高齢社会部
介護福祉課

TEL 092 (733) 5452
FAX 092 (726) 3328

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号